

平成24年金融商品取引法改正に伴う有価証券上場規程等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	2
3. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	3
4. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	7

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(会社情報の開示の方法)	(会社情報の開示の方法)
第414条 (略)	第414条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への通知 <u>及び同項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知</u> を行う場合には、第402条から第411条の2までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。	7 上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合には、第402条から第411条の2までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。
8 <u>前3条、第6項、次条第1項及び第416条第1項の規定は、前項の施行令第30条第1項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合について準用する。</u>	(新設)
付 則 この改正規定は、平成25年9月6日から施行する。	

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(ディスクロージャー) 第117条 (略) 2 (略) 3 上場会社は、金融商品取引法施行令（昭和40年法律第321号。以下「施行令」という。） <u>第30条第1項第2号又は第3号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への通知及び同項第4号又は第5号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知</u> を行う場合には、次条から第123条までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。 4 (略) 5 <u>前項、第124条、第125条第1項及び第129条第1項の規定は、第3項の施行令第30条第1項第4号又は第5号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合について準用する。</u>	(ディスクロージャー) 第117条 (略) 2 (略) 3 上場会社は、金融商品取引法施行令（昭和40年法律第321号。以下「施行令」という。） <u>第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への通知</u> を行う場合には、次条から第123条までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。 4 (略) (新設)
(ディスクロージャー) 第214条 (略) 2～6 (略) 7 上場債券の発行者は、施行令第30条第1項第2号又は第3号の規定に基づく重要事実等の当取引所への通知を行う場合には、次条の規定に基づく情報の開示に係る方法により行うものとする。	(ディスクロージャー) 第214条 (略) 2～6 (略) 7 上場債券の発行者は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等の当取引所への通知を行う場合には、次条の規定に基づく情報の開示に係る方法により行うものとする
付 則 この改正規定は、平成25年9月6日から施行する。	

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(子会社等の決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第403条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 規程第403条第1号hに掲げる事項</p> <p>a 業務上の提携を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。</p> <p>(a) 資本提携を行う業務上の提携を行う場合</p> <p>当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見</p>	<p>(子会社等の決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第403条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 規程第403条第1号hに掲げる事項</p> <p>a 業務上の提携を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。</p> <p>(a) 資本提携を行う業務上の提携を行う場合</p> <p>当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見</p>

込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(b) (略)

b 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の (a) 又は (b) に掲げる場合においては、当該 (a) 又は (b) のそれぞれに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の 100 分の 10 に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、相手方の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

(b) (略)

(8) (略)

込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が当該子会社等の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の 100 分の 5 以下であると見込まれること。

(b) (略)

b 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の (a) 又は (b) に掲げる場合においては、当該 (a) 又は (b) のそれぞれに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の 100 分の 10 に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が当該子会社等の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の 100 分の 5 以下であること。

(b) (略)

(8) (略)

(9) 規程第403条第1号jに掲げる事項	
a 固定資産を譲渡する場合	
次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。	
(a) <u>当該固定資産の譲渡による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</u>	
(b)・(c) (略)	
b 固定資産を取得する場合	
当該固定資産の取得による連結会社の資産の額の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。	
(10)～(14) (略)	

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第404条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第403条第2号aに掲げる事実	
次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。	
a 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。	
b・c (略)	

(9) 規程第403条第1号jに掲げる事項	
a 固定資産を譲渡する場合	
次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。	
(a) <u>連結会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。</u>	
(b)・(c) (略)	
b 固定資産を取得する場合	
当該固定資産の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。	
(10)～(14) (略)	

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第404条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第403条第2号aに掲げる事実	
次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。	
a 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による被害を受けた資産の帳簿価額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。	
b・c (略)	

(2)～(8) (略)

(2)～(8) (略)

付 則

この改正規定は、平成25年9月6日から施行する。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(子会社等の決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第111条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号rに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 特例第119条第1号hに掲げる事項</p> <p>a 業務上の提携を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。</p> <p>(a) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合</p> <p>当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株</p>	<p>(子会社等の決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第111条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号rに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 特例第119条第1号hに掲げる事項</p> <p>a 業務上の提携を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。</p> <p>(a) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合</p> <p>当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株</p>

式の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) (略)

b 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、相手方の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) (略)

(9) (略)

(10) 特例第119条第1号jに掲げる事項

式の数が当該子会社等の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(b) (略)

b 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(a) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が当該子会社等の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

(b) (略)

(9) (略)

(10) 特例第119条第1号jに掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合
次の（a）から（c）までに掲げるもののいずれにも該当すること。

（a）当該固定資産の譲渡による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（b）・（c）（略）

b 固定資産を取得する場合
当該固定資産の取得による連結会社の資産の額の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（子会社等の発生事実に係る軽微基準）

第112条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号rに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとする。

（1）特例第119条第2号aに掲げる事実
次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。

b・c（略）

（2）～（8）（略）

a 固定資産を譲渡する場合
次の（a）から（c）までに掲げるもののいずれにも該当すること。

（a）連結会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

（b）・（c）（略）

b 固定資産を取得する場合
当該固定資産の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（子会社等の発生事実に係る軽微基準）

第112条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号rに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとする。

（1）特例第119条第2号aに掲げる事実
次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による被害を受けた資産の帳簿価額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。

b・c（略）

（2）～（8）（略）

この改正規定は、平成25年9月6日から施行する。